



省エネ住宅 補助金ガイド

新築編

住宅の省エネ化に対する補助金はさまざまあります。

ここでは、省エネ性能の高い新築住宅を取得する子育て世帯や若者夫婦世帯、高効率給湯器の導入などを支援する代表的な3つの国の補助金をご紹介します。これから新築を建てる方は条件を確認の上、住宅会社に相談しながら申請期間に注意して、かしこくお得にマイホーム取得を叶えてください。

1 子育てエコホーム支援事業

2 ZEH支援事業

3 給湯省エネ2024事業

※併用できない補助金もあるのでご注意ください。

※申請は、各事業に事業者登録、もしくは認定されている業者の代行が必要です。

詳細は
裏面へ



1 子育てエコホーム支援事業



エネルギー価格などの物価高騰の影響を受けやすい子育て世帯・若者夫婦世帯による高い省エネ性能を有する新築住宅の取得に対して支援することにより、省エネ投資の下支えを行い、2050年のカーボンニュートラルの実現を図る事業。

補助対象・補助額

子育て世帯・若者夫婦世帯による下記の新築住宅

※子育て世帯:18歳未満の子を有する世帯
若者夫婦世帯:夫婦のいずれかが39歳以下の世帯

- 1 長期優良住宅…………… **100万円/戸**
- 2 ZEH住宅…………… **80万円/戸**

期間

対象工事の
着工

2023年11月2日以降
※基礎工事より後の工程の工事

交付申請

2024年3月中旬～予算上限に達するまで
※遅くとも2024年12月31日まで

<https://kosodate-ecohome.mlit.go.jp/>

詳細は
コチラから



※長期優良住宅:長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅のこと。長期優良住宅の建築及び維持保全の計画を作成し、所管行政庁に申請することで認定を受けることができる。

※ZEH住宅:ZEHとは、net Zero Energy House(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)を省略した名前で、断熱性能や省エネ性能を向上し、さらに太陽光発電などで生活に必要なエネルギーを創り出すことにより、消費するエネルギー量の収支をゼロ以下にする家のこと。

お問い合わせ | 住宅省エネ2024キャンペーン 補助事業合同お問い合わせ窓口
[☎0570-055-224](tel:0570-055-224) IP電話等からのお問い合わせ:03-6625-2874 [受付時間 9:00~17:00(土・日・祝日を含む)]

2 ZEH支援事業



高い省エネ性能を実現させるための建材・素材や省エネ設備、太陽光発電といった創エネ設備が必要になるZEH住宅に対して、建築コストを支援するための事業。

補助対象・補助額

新築住宅を建築・購入する個人

- 1 ZEH住宅…………… **55万円/戸**
- 2 ZEH+住宅…………… **100万円/戸**

期間

一般社団法人環境共創イニシアチブ(Sii)の
HPをご確認ください。
<https://sii.or.jp/>



※ZEH+住宅:ZEH住宅より高性能化した住宅のこと。一次エネルギー消費量を25%以上削減する必要がある。(ZEH住宅の場合20%以上)
※Siiに登録されているZEHビルダー/プランナーが関与(建築、設計又は販売)する住宅であること

お問い合わせ | 一般社団法人 環境共創イニシアチブ(SII)
TEL.03-5565-4030 [受付時間 平日10:00~17:00] ※お電話でのお問い合わせの際は、通話料がかかりますので、ご注意ください。

3 給湯省エネ2024事業



家庭のエネルギー消費で大きな割合を占める給湯分野について、高効率給湯器の導入支援を行い、その普及拡大により、「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」の達成に寄与することを目的とする事業。

補助対象・補助額

- 1 ヒートポンプ給湯機… **最大13万円/台**
- 2 ハイブリッド給湯機… **最大15万円/台**
- 3 家庭用燃料電池…………… **最大20万円/台**

※機能・性能で補助額が変わります
※リースの利用含む
※補助の上限:いずれか2台まで

期間

対象工事の
着工

2023年11月2日以降
※建築着工日
※リース利用の場合は引渡日

交付申請

2024年3月中旬～予算上限に達するまで
※遅くとも2024年12月31日まで

<https://kyutou-shoene2024.meti.go.jp/>

詳細は
コチラから



お問い合わせ | 住宅省エネ2024キャンペーン 補助事業合同お問い合わせ窓口
[☎0570-055-224](tel:0570-055-224) IP電話等からのお問い合わせ:03-6625-2874 [受付時間 9:00~17:00(土・日・祝日を含む)]